**最低賃金改定に伴う高卒・大卒等求人票の確認・変更をお願いします**

ハローワーク苫小牧

新規学卒支援担当

日頃から職業安定行政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

　さて、令和６年１０月１日より、下記のとおり最低賃金が改定されることから、現在公開している高卒求人票の賃金額が改定後の最低賃金を下回る場合、賃金額の変更が必要となります。

つきましては、下記の記載欄に変更後の賃金額を記載のうえ、**この用紙を９月２０日（金）までにメールにてご提出**いただきますようお願いいたします。

なお、**ご連絡をいただけない場合は、求人票の公開を「保留」**とさせていただきます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アル

バイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額　　時間額　**１，０１０ 円**

（効力発生年月日　**令和６年10月１日**）

○月給制の場合の計算方法

⇒月給額÷１箇月の平均所定労働時間（下記参照）≧１，０１０円（時間額）

　　　　『１箇月の平均所定労働時間＝年間所定労働日数×１日の所定労働時間÷１２箇月』

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は

算入されません。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**下記内容を記入の上、ご報告をお願いします。**

**ハローワーク苫小牧　職業相談第２部門　新規学卒支援担当　行**

**【報告先メールアドレス】**[**tomakomai-hw42@mhlw.go.jp**](mailto:tomakomai-hw42@mhlw.go.jp)

**事業所名 　　 　　　　　　担当**

**求人番号**

**基本給（ａ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円**

**定額的に支払われる手当（ｂ）　　　　　　　　　　　　　　　円**

**固定残業代（ｃ）　　　　　　　　 　 　円（　　　　　時間分）**

**月額（ａ+ｂ+ｃ）　　　　　　　　　　　　　　　　 円**

**年間総労働時間　　　　　　　時間　または　月平均労働時間　　　　　　時間**

※最低賃金を下回らないことが判明した場合は、計算方法を下記に記載の上、ご報告をお願いします。

|  |
| --- |
|  |